

平成27年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 ツガミ

代表者名 代表取締役 CEO 西嶋 尚生

(コード番号6101 東証第一部)

問合せ先 管理部 部長 川井 洋志

(TEL: 03-3808-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、平成27年6月18日開催予定の第112期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条および第35条の一部を下記のとおり変更するものであります。なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(社外取締役の責任限定契約)	(取締役の責任限定契約)
第27条 当会社は、会社法第427条第1項	第27条 当会社は、会社法第427条第1項の
の規定により、 <u>社外取締役</u> との間	規定により、 <u>取締役(業務執行取締</u>
に、任務を怠ったことによる損害	<u>役等であるものを除く。)</u> との間に、
賠償責任を限定する契約を締結す	<u>同法第423条第1項の</u> 任務を怠ったこ
ることができる。ただし、当該契	とによる損害賠償責任を限定する契
約に基づく責任の限度額は、法令	約を締結することができる。ただし、
が規定する額とする。	当該契約に基づく <u>損害賠償</u> 責任の限
	度額は、法令が規定する額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款 更 第5章 監査役および監査役会 第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任限定契約) (社外監査役の責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項 当会社は、会社法第427条第1項の 第35条 の規定により、社外監査役との間 規定により、監査役との間に、同法 に、任務を怠ったことによる損害 第423条第1項の任務を怠ったことに 賠償責任を限定する契約を締結す よる損害賠償責任を限定する契約を ることができる。ただし、当該契 締結することができる。ただし、当 約に基づく責任の限度額は、法令 該契約に基づく<u>損害賠償</u>責任の限度 額は、法令が規定する額とする。 が規定する額とする。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生予定日 平成27年6月18日 平成27年6月18日

以 上